

# 外国人研修・技能実習制度の見直しについて

平成19年10月15日  
規制改革会議  
海外人材TF

## 1. 本年度中に実施すべき措置

- (1) 悪質な受入れ機関に対する取締まり強化
  - ① JITCO を通じた巡回指導の強化と出入国管理機関・労働基準監督機関への情報提供。
  - ② 出入国管理機関と労働基準監督機関の相互通報制度の活用による取締の強化及び厳正な受入れ停止処分及び司法処分の実施。
  
- (2) 研修生・技能実習生の受入れの適正化
  - ① 受入れ機関が留意すべき事項を明確化。
  - ② 受入れ機関の「不正行為」に当たる行為の範囲の明確化。
  - ③ 受入れ機関の「不正行為」が認定された場合で、研修生・技能実習生に責がなく、他の機関で適正な研修・技能実習を継続できる場合は、当該研修生・技能実習生の在留が認められる旨を規定。
  - ④ 「③」による措置に併せて、研修生・技能実習生の新たな受入れ先を開拓。

## 2. 平成20年度から実施する措置(新たな予算措置を伴うもの)

- (1) 研修生・実習生の保護のための「ホットライン」の開設
- (2) 研修生・技能実習移行予定者に対する初期講習会の実施
- (3) 各国送出国政府窓口に対する送出国適正化の要請及び報告の要請

### (同時に検討が必要と考えられる事項)

- (1) 研修・技能実習生を受け入れる機関の責任者・担当者に対する事前研修の実施
- (2) 事前研修を受けた責任者のいない受入機関に対する受入れ停止処分の要否。
- (3) 研修・技能実習生の帰国後の就職あっせん及び追跡調査の実施
- (4) 研修生受入れに際しての自治体からの支援のあり方。

## 3. 平成21年通常国会への法案作成に向けて具体化すべき措置

- (1) 「実務研修中」の研修生に対する労働関係法令の適用
- (2) 技能実習生に対する「技能実習」の在留資格の新設
- (3) 不正行為を行った受入機関の受け入れ禁止期間の延長

### (同時に検討が必要と考えられる事項)

- (1) 「再研修」ガイドラインの見直し及び「高度技能実習」の制度化
- (2) JITCO の役割強化の方法及び組織の見直し
- (3) 多能工養成及び認定のための方法の検討
- (4) 職場における日本語能力認定方法の開発
- (5) 技能移転の効果に関するフォローアップ
- (6) 失踪防止のための措置
- (7) 受入れ職種の拡大及び見直し 等